

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) (抜粋)</p> <p>「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」</p> <p>政策目標 9「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績目標 119「不動産証券化実績総額」 ※上記の業績目標は平成 28 年度までのものであり、平成 29 年度はこれに代わるものとして「リート等の資産総額」を業績目標として設定している。</p>
	政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税の調整
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	政策目標と同様。
政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず。	
有効性	要望の措置の適用見込み	外国税額控除（内外二重課税調整措置）の対象となる者に適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、国内外での二重課税の状態が排除され、海外不動産投資の環境整備が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内外二重課税調整（外国税額控除）の方法の見直しを行うものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度 二重課税調整（外国税額控除）の方法の見直し要望 平成 29 年度 投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し要望